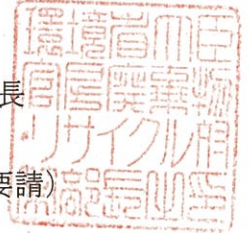




環廃産発第 1601203 号
平成 28 年 1 月 20 日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会
会長 石井 邦夫 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長



食品廃棄物が不適正に転売された事案に係る再発防止について（協力要請）

平素より産業廃棄物処理行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、食品関連事業者から産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物として処分を依頼したにもかかわらず、当該産業廃棄物処理業者が当該廃棄物を食品として売却し、県内のスーパーで販売されていた事実等が判明したところです。

産業廃棄物処理業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）及び関係法令に基づき、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を行わなければならないところ、受託した廃棄物を不適切に取り扱ったことは国内の廃棄物処理への信頼を損ないかねない事態であったと考えます。

このため、環境省では、各都道府県・政令市に対し、平成 28 年 1 月 18 日付けで廃棄物処理業者への指導や類似事案への厳正な対処を通知（別紙 1）するとともに、同 20 日付けで食品残さ等を扱う産業廃棄物処理業者に対して立入検査を実施するよう要請（別紙 2）したところです。

つきましては、貴連合会、都道府県産業廃棄物協会及び傘下の会員業者に対し、都道府県等による立入検査の円滑な実施に協力していただくようお願い申し上げます。

また、当省としては、本事案を受け、産業廃棄物の適正処理の推進等を目的として活動している公益法人である貴連合会において、早急に、今後の取組、再発防止策等について取りまとめることが極めて重要であると考えているところ、御対応の上、可及的速やかにその結果を御提供いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課 水谷、松岡、小久保
（電話）03-5501-3156（直通）

環廃企発第 1601184 号

環廃産発第 1601186 号

平成 28 年 1 月 18 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長

産業廃棄物課長

産業廃棄物処理業者により食品が転売された事案について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、今般、食品関連の事業者から産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物として処分を依頼したにもかかわらず、当該産業廃棄物処理事業者が当該廃棄物を食品として売却し、スーパーで販売されていた事実等が判明したところである。

産業廃棄物処理事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）及び関係法令に基づき、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を行わなければならないところ、受託した廃棄物を不適切に取り扱ったことは、国内の廃棄物処理への信頼を損ないかねない事態である。

については、貴職管区内の産業廃棄物処理業者に対し、廃棄物処理法及び関係法令の遵守について、改めて周知及び適切な指導を行うようお願いするとともに、類似の事案を把握した場合には、早急に当省に情報提供をいただき、厳正な対処をお願いする。

また、当該産業廃棄物処理業者は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）第 11 条に基づく国の登録を受けた再生利用事業者であるところ、当該産業廃棄物処理業者による食品リサイクル法に違反する行為が確認された場合には、国としても食品リサイクル法に基づく厳正な対処をすることとしている。貴職管区内の産業廃棄物処理業者が食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者等である場合については、食品リサイクル法に基づく登録権限を有する国（環境省・農林水産省等）とも連携して対応いただくようよろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

環廃企発第 1601201 号

環廃産発第 1601201 号

平成 28 年 1 月 20 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長

産業廃棄物課長

動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者等への立入検査等の強化について

産業廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところであり、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、食品関連の事業者から産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物として処分を依頼したにもかかわらず、当該産業廃棄物処理事業者が当該廃棄物を食品として売却し、スーパーで販売されていた事実等が判明したことを受け、平成 28 年 1 月 18 日に、「産業廃棄物処理業者により食品が転売された事案について」を通知し、廃棄物処理法及び関係法令の遵守について、改めて周知及び適切な指導を行うとともに、類似の事案を把握した場合には、早急に当省に情報提供をいただき、厳正な対処をされるようお願いしたところである。

貴職におかれては、上記通知に基づき、動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者を対象とし、重点的に立入検査等を行い、食品の転売を行っていた事案の有無及びマニフェスト虚偽記載の有無等を確認されたい。

その結果、適切な処理が行われていない事案が判明した場合には、速やかに許可の取消しを含む適切な措置を講じられたい。更に、事案の有無に関わらず、動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者への立入検査の状況を取りまとめ、別添 1 にて、平成 28 年 1 月 29 日（金）までに報告されたい。

また、国においては、関係省庁とともに食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 11 条に基づく再生利用事業者の登録を行っているところ、産業廃棄物である動植物性残さを取り扱う事業者も存在している。登録再生利用事業者に対しての立入検査等の対応を行った場合にはその旨を国に上記と併せて報告し、必要に応じて国による対応との連携を図られたい。

動植物性残さを取り扱う廃棄物処分業者等への立入検査結果報告

【回答者】

都道府県・政令市名	
回答者所属	
回答者氏名	
電話番号	
連絡先E-mailアドレス	

【立入検査等の件数 注1)】

動植物性残さを取り扱う施設の処理方式	動植物性残さを取り扱う左記処理方式の施設の総数	立入検査件数	うち、食品の転売を行っていた件数
発酵			
堆肥化			
焼却			
その他			
計			

【食品の転売を行っていた事案について】

	食品の転売を行っていた事案の概要 注2)、注3)、注4)	処分業者によるマニフェスト虚偽記載の有無	指導・対応状況
1		有・無	
2		有・無	
3		有・無	
4		有・無	
5		有・無	

注1: 同一事業者に複数回立入を行った場合は、1回と計上してください。

注2: 【立入検査等の件数】において食品の転売を行っていた件数に計上した事案について、概要を記載してください。

注3: 処分業者がマニフェストの虚偽記載を行っていた場合は、その詳細についても記載をお願いします。

注4: 事案の概要や指導・対応状況について、参考となる資料があれば添付してください。